

# 「私たちが望む設置基準」づくりに みなさんの声をお寄せください



今、私たちの要求と運動をうけ、国が方針を転換し、設置基準の策定にむけて動いています。これは、保護者とともにとりくんできた、運動の大きな成果です。

特別支援学校の「過大・過密」の抜本的な解消や「特別支援学校だけではない」という差別的な状況の解決につながる実効性ある「設置基準」を策定するために、【学校の規模は？】【必要な特別教室は？】【通学時間は？】など、設置基準の中身に対する要求を具体的にあげていくことが重要です。文科省は、来年4月から適用する予定で動いているようで、早急に意見を集約することが求められます。

全日本教職員組合（全教）では、「こんな設置基準にしたい！」という声を全国から集め、その声をもとに「私たちが求める設置基準」を作成し、その「設置基準」への理解を広げる運動にとりくんでいます。大障教も組合員のみなさんから広く意見を集め、集約した意見を全教に届けます。父母・教職員・関係者の思いを込めた「私たちが望む設置基準」をつくりましょう！

(※意見集約の方法について)

2～3ページの【特別支援学校設置基準(案)】(全教障教部作成たたき台)をもとに、分会単位、個人の意見でも結構ですので、別紙意見集約アンケート用紙に意見を記入し、分会または大障教書記局へぜひお寄せください。



2019.11.28

署名提出集会～国会議員へ手渡し～  
6万5815筆を提出  
(2012年から約50万筆)

2019.10.26

全国の仲間といっしょに街頭署名(四ツ谷駅)  
大障教からも参加し、署名を呼びかけました



# 特別支援学校設置基準（案）全教障教部作成たたき台

※網掛けの箇所は特に検討してほしい部分

## 第一章 総則（趣旨）

第一条 特別支援学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

## 第二章 学校の規模

第二条 特別支援学校の児童生徒数の上限を150人以下、または学級数の上限を24学級以下とする。

## 第三章 編制

（一学級の児童生徒数）

第三条 一学級の幼児児童生徒数は、幼稚部・小学部・中学部は6人、高等部（専攻科を含む）は8人とする。重度重複学級は3人とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、同学年の児童生徒で編制することを原則とする。

（教諭の数等）

第五条 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり2人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 特別支援学校には、養護をつかさどる養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置かななければならない。

## 第四章 施設及び設備

（一般的基準）

第六条 特別支援学校の位置は児童生徒の施設及び設備は、教育上適切で、通学の際安全な環境にこれを定めなければならない。児童生徒の健康・安全のため、家庭から学校までの通学時間が、1時間以内となるような位置に学校を設置しなければならない。

2 特別支援学校の施設及び設備は指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第七条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

（校地、校舎）

第八条 校舎は、二階建以下を原則とする。ただし、肢体不自由障害の学校においては一階建とする。

校舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため校舎を三階建以上とする場合にあつては、教室、遊戯室、

給食室(厨房)の施設は、第一階に置かなければならない。

ただし、校舎が耐火建築物で、児童生徒の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設及び設備を備えるものとする。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
  - 二 図書室、保健室、処置室(ケアルーム)、
  - 三 自立活動室、遊戯室(プレイルーム)または多目的室、更衣室、教育相談室
  - 四 職員室
  - 五 プール
  - 六 放送聴取設備、映写設備
  - 七 給食施設(厨房と食堂)
  - 八 寄宿舎
  - 九 会議室
  - 十 多機能トイレ
  - 十一 飲料水用設備、手洗用設備、シャワー設備
  - 十二 送迎用駐車場、スクールバスデッキ
- 2 教室の数は、学級数を下つてはならない。重度重複学級の教室はその学級数の1/2を下つてはならない。
  - 3 飲料水用設備は、手洗用設備又はシャワー設備と区別して備えなければならない。
  - 4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

(その他の施設)

第十条 特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。

(校具及び教具)

第十一条 特別支援学校には、学級数及び児童生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条

特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附則 抄

(施行期日等)

- 1 この省令は、○年四月一日から施行する
- 2 施行の際現に存する特別支援学校の施設及び設備については、当分の間、従前の例によることができるが、施行後5年以内をめぐりに規定にあてはまるよう改善しなければならない。

## 【設置基準策定にむけてのこれまでの経過と運動の到達点】

- \*2011年11月 「設置基準の策定を求め豊かな障害児教育をめざす会」発足  
(年2～3回の役員会、年1回の交流集会、めざす会ニュースの発行、年1回の文科省要請)
- \*2012年～2019年、毎年、保護者とともに国会に署名を提出して請願、「めざす会」として要求書を提出し交渉してきました。(これまで計49万5922筆を集約)  
〈紹介議員6党会派53人：共産党25名、立憲民主党13名、国民民主10名、自民党2名、社保1名、沖縄の風1名、無所属1名〉
- \*2019年8月まで、文科省は「特別支援学校は障害種が様々なので、障害種に合わせた柔軟な対応ができるよう設置基準は設けていない」と8年間変わらない回答を繰り返してきました。
- \*2019年までの国会で、私たちが要請した議員(自由民主党、自由党、日本共産党)が相次いで設置基準策定について質問。2019年3月25日山下芳生議員(日本共産党)が参議院予算委員会でとりあげ、安倍前首相が「放置する気は全くない」と答弁しました。
- \*2020年7月17日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の「これまでの議論の整理」に「特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる」と明記されました。  
⇒7月30日「めざす会」文科省要請、8月7日全教文科省交渉、8月20日「中教審答申案の作成に向けた骨子(案)」、10月7日中教審「中間まとめ」においても同様のやりとりや記載あり。(「設置基準」策定に関する記事が、読売・朝日・毎日1面など新聞各紙で報道)



2020.7.30 「設置基準の策定を求め豊かな障害児教育をめざす会」文部科学省要請

「設置基準案」への意見集約アンケート用紙はコチラまで

大阪府立障害児学校教職員組合

TEL 06-6765-8904 FAX 06-6765-8905



# あなたの設置基準についての要望をお寄せください

## 1. 所属する学校の障害種

( 視・聴・肢・知・病・その他 )

お名前 ( )

## 2. 設置基準への意見

### ①学校の規模について

- ・児童生徒数の上限、学級数の上限など

### ②1学級あたりの教諭の数について

- ・学部ごと、障害種ごとの要望など

### ③通学について

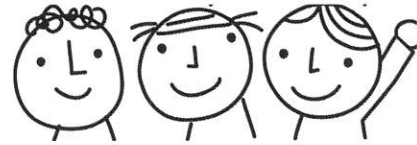
- ・通学時間や通学距離など

### ④校舎に備えるべき施設について

- ・必要な特別教室、施設・設備、必要な教室の数、障害種に応じた必要な施設など

### ⑤その他 (上記以外の観点の基準などがあれば)

カーテンで教室を仕切ったり、倉庫や更衣室で授業を受けたり、特別教室がつぶされたりなど、劣悪な環境になっているのは、特別支援学校にだけ「設置基準」がなかったためです。長年の運動の成果で「設置基準」が策定されることになりました！**こんな学校にしたい!**というあなたの貴重なご意見を、分会や大障教書記局にお寄せください。全国の仲間の意見をまとめて「設置基準案」を作り、国に要望しましょう。



「要求」実現のために あなたも教職員組合へ TEL: 06-6765-8904  
大阪府立障害児学校教職員組合(大障教) FAX: 06-6765-8905